



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和5年4月24日

東京都知事 小池 百合子様

(一社) 日本イコモス国内委員会委員長 岡田 保良
(一社) 日本イコモス文化的景観国内学術委員会主査

石川 幹子

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5

岩波書店一ツ橋ビル 13F

(株)文化財保存計画協会 気付

法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org

<緊急要請>

東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、日本イコモス国内委員会が発出した「神宮外苑地区市街地再開発事業評価書における虚偽の報告」について、東京都環境影響評価審議会において、日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、再度、要請いたします。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

記

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会（4月27日開催予定）において、神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書に関し、事業者による説明が行われることが明らかとなりました。

日本イコモス国内委員会は、環境影響評価書に「数多くの誤りと虚偽の報告」があることから、詳細な内容を提示し、事業者に回答をもとめ、東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、環境影響評価審議会において、日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、お願いしてきたところです。（参照：[ICOMOS Japan](#)）

この件に関しては、東京都環境局からの御提案があり、事業者・日本イコモスが、環境局立会の下、説明および協議を行う提案がなされましたが、事業者におかれましては、一斉、応じられるとはないまま、今日に至っております。

報道発表（4月19日付）では、**事業者による報告**とされており、環境局にお尋ねいたしましたが、一斉の問い合わせには応じていただけない状況にあります。

このため、東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、「神宮外苑地区市街地再開発事業評価書」に係わる日本イコモス国内委員会の指摘事項について、4月27日に開催される東京都環境影響評価審議会第一回総会において、事業者のみの報告ではなく、民主的な平等の原則に従い、私共が説明を行い資料を提示する機会を、認めていただきますよう要請いたします。

万が一、この要請が受け入れない場合は、その理由を開示され、次回の東京都環境影響評価審議会において、事業者の回答を踏まえて、日本イコモス国内委員会が出席し、意見を述べ、資料を提示することができますよう、お取りはからいの程、お願い申し上げます。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<参考：経緯の説明>

神宮外苑市街地再開発事業に伴う、大量の樹木伐採、生態系の破壊、世界に誇る文化的景観であるイチョウ並木の景観破壊と衰退、秩父宮ラグビー場の屋内施設化と規模縮小、伝統ある神宮球場の取り壊し、イベント時の安全な歩行者空間確保に関する検証の不在（群集津波発生の恐れ）、騒音問題、地域住民への周知の不在など、数多くの課題を抱えているにもかかわらず、2023年2月17日、東京都は施工認可を行い、これに基づき新宿区長は、風致地区内の3000本にのぼる樹木の伐採を許可しました。

現在、秩父宮ラグビー場の移転予定地には、鋼板が張り巡らされ、内部の建国記念文庫の森は、全く見えない状況となっております。

日本イコモスは、この間、1月20日に提出された「環境影響評価書」を精査し、数多くに誤りと虚偽の報告を明らかにし、事業者に回答を求めてまいりました。以下がその一連の内容です。すべての内容は、[ICOMOS Japan](https://www.icomos-japan.org/) の提言の中に記載されております。ご参照いただけましたら幸いです。

2023年3月29日

東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、日本イコモス国内委員会が発出した「神宮外苑地区市街地再開発事業評価書における虚偽の報告」について東京都環境影響評価審議会において、日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、要請いたします。

2023年2月20日

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」評価書に関して、日本イコモス国内委員会が指摘した「虚偽の報告」に係わる事業者の誠意ある対応と内容に関する回答の要請

2023年1月29日

令和5年1月20日に提出された「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に係わる環境影響評価書には、数多くの「虚偽の報告、資料の提出」が行われております。東京都環境影響評価条例第九十一条第五項の規定に基づき、知事は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行ってください。また、環境影響評価審議会におかれましては、再審を行っていただきたく要請いたします。

2023年1月23日

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と、誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する、東京都環境影響評価審議会における再審の要請